

第 1

令和 6 年 6 月 2 7 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

## 目 次

### 1 議案

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| 議案第27号 唐津市教職員宿舍管理規則の一部を改正する規則<br>制定について | ・・・ 1    |
| 議案第28号 鳥巢地区1号宿舍及び鳥巢地区2号宿舍の用途廃<br>止について  | ・・・ 18   |
| 議案第29号 唐津市学校給食運営委員会委員の委嘱又は任命に<br>ついて    | 【資料当日配布】 |
| (議案第29号は、人事議案のため当日資料を配付します。)            |          |

### 2 報告事項

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 教育長報告                |          |
| (2) 各課報告事項               |          |
| ① 6月市議会定例会の報告について(教育企画課) | 【資料当日配布】 |
| ② 共催及び後援について(教育総務課)      | ・・・ 22   |
| ③ 教育委員会行事予定(教育総務課)       | ・・・ 23   |
| (3) その他                  |          |

### 3 その他

次回の定例教育委員会の日程について(案)

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 日 時 | 令和6年7月25日(木) 14時00分から |
| 会 場 | 唐津市役所 大手口別館6階 会議室     |

## 議案第 27 号

唐津市教職員宿舎管理規則の一部を改正する規則制定について

唐津市教職員宿舎管理規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 27 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 鳥巢地区 1 号宿舎及び鳥巢地区 2 号宿舎の用途廃止並びに神集島地区宿舎、天川地区宿舎、広川地区宿舎、瀬戸木場地区宿舎、向島地区 1 号宿舎、向島地区 2 号宿舎、入野地区新宿舎、新入野地区宿舎及び馬渡島地区丙号宿舎（西郷住宅西棟）の利用を停止することなどに伴い改正するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市教職員宿舎管理規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

- (1) 唐津市教職員宿舎鳥巢地区 1 号宿舎及び鳥巢地区 2 号宿舎について、令和 5 年 7 月の豪雨災害により被災した浜玉町鳥巢地区の避難者から、売り払いにより引き続き居住したいとの申し出があったため、教育財産としての用途廃止を行うことにより改正するもの
- (2) 近年の入居者実績がない神集島地区宿舎、天川地区宿舎、広川地区宿舎、瀬戸木場地区宿舎、向島地区 1 号宿舎、向島地区 2 号宿舎、入野地区新宿舎、新入野地区宿舎、馬渡島地区丙号宿舎（西郷住宅西棟）について、今後も利用見込みがないことから、利用を停止するため改正するもの
- (3) 特例により押印の義務付けを廃止していた手続について、様式を改正するもの

### 3 改正内容

- (1) 別表中の神集島地区宿舎、鳥巢地区 1 号宿舎、鳥巢地区 2 号宿舎、天川地区宿舎、広川地区宿舎、瀬戸木場地区宿舎、向島地区 1 号宿舎、向島地区 2 号宿舎、入野地区新宿舎、新入野地区宿舎、馬渡島地区丙号宿舎（西郷住宅西棟）に係る規定を削る。
- (2) 第 1 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式中「㊟」を削る。

### 4 施行期日

令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

唐津市教職員宿舍管理規則（平成 21 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

| 名称                                | 位置                                 | 種別  | 月額入居料        |
|-----------------------------------|------------------------------------|-----|--------------|
| 向島地区 3 号宿舍                        | 唐津市肥前町向島 1 9 3 番地<br>1、1 9 3 番地 2  | 世帯用 | 7, 6 0 0 円   |
|                                   |                                    | 単身用 | 3, 7 0 0 円   |
| 馬渡島地区甲号宿舍<br>(原目住宅 1 号棟～<br>3 号棟) | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地、1 1 9 3 番地 | 世帯用 | 1 2, 8 0 0 円 |
| 馬渡島地区甲号宿舍<br>(原目住宅 4 号棟～<br>5 号棟) | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地            | 世帯用 | 1 7, 4 0 0 円 |
| 馬渡島地区丙号宿舍<br>(西郷住宅東棟)             | 唐津市鎮西町馬渡島 2 1 4 7<br>番地 3          | 単身用 | 2, 9 0 0 円   |
| 新馬渡地区宿舍                           | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地            | 単身用 | 1 2, 8 0 0 円 |
| 加唐島地区甲号宿舍                         | 唐津市鎮西町加唐島 1 7 2 番<br>地、1 7 3 番地    | 世帯用 | 9, 8 0 0 円   |
| 加唐島地区丙号宿舍                         |                                    | 単身用 | 2, 9 0 0 円   |
| 新加唐島地区宿舍                          |                                    | 単身用 | 1 2, 8 0 0 円 |
| 松島地区乙号宿舍                          | 唐津市鎮西町松島 3 4 8 7 番<br>地 1          | 世帯用 | 5, 1 0 0 円   |
| 松島地区丙号宿舍                          |                                    | 単身用 | 2, 7 0 0 円   |
| 小川島地区宿舍（南<br>宿舍）                  | 唐津市呼子町小川島 4 9 2 番<br>地             | 世帯用 | 7, 2 0 0 円   |
|                                   |                                    | 単身用 | 2, 4 0 0 円   |
| 小川島地区宿舍（北<br>宿舍）                  | 唐津市呼子町小川島 8 8 8 番<br>地             | 世帯用 | 7, 2 0 0 円   |
|                                   |                                    | 単身用 | 2, 4 0 0 円   |

第 1 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

# 議案第 2 7 号参考資料

## 唐津市教職員宿舍管理規則の一部改正新旧対照表

| 改 正 案                             |                                    |     |              | 現 行         |                                   |     |              |
|-----------------------------------|------------------------------------|-----|--------------|-------------|-----------------------------------|-----|--------------|
| 別表（第 3 条関係）                       |                                    |     |              | 別表（第 3 条関係） |                                   |     |              |
| 名称                                | 位置                                 | 種別  | 月額入居科        | 名称          | 位置                                | 種別  | 月額入居科        |
| 向島地区 3 号宿舍                        | 唐津市肥前町向島 1 9 3 番地                  | 世帯用 | 7, 6 0 0 円   | 神集島地区宿舍     | 唐津市神集島 1 3 1 1 番地 6               | 世帯用 | 7, 1 0 0 円   |
|                                   | 1、1 9 3 番地 2                       | 単身用 | 3, 7 0 0 円   |             |                                   | 単身用 | 2, 2 0 0 円   |
| 馬渡島地区甲号宿舍<br>(原目住宅 1 号棟～<br>3 号棟) | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地、1 1 9 3 番地 | 世帯用 | 1 2, 8 0 0 円 | 鳥巢地区 1 号宿舍  | 唐津市浜玉町鳥巢 9 2 2 番地                 | 世帯用 | 1 5, 3 0 0 円 |
|                                   |                                    |     |              | 鳥巢地区 2 号宿舍  | 1                                 | 単身用 | 4, 3 0 0 円   |
| 馬渡島地区甲号宿舍<br>(原目住宅 4 号棟～<br>5 号棟) | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地            | 世帯用 | 1 7, 4 0 0 円 | 天川地区宿舍      | 唐津市厳木町天川 1 7 7 3 番<br>地 2         | 世帯用 | 1 8, 5 0 0 円 |
| 馬渡島地区丙号宿舍<br>(西郷住宅東棟)             | 唐津市鎮西町馬渡島 2 2 4 7<br>番地 3          | 単身用 | 2, 9 0 0 円   | 広川地区宿舍      | 唐津市厳木町広川 3 6 2 番地<br>1            | 世帯用 | 1 3, 2 0 0 円 |
| 新馬渡地区宿舍                           | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地            | 単身用 | 1 2, 8 0 0 円 | 瀬戸木場地区宿舍    | 唐津市厳木町瀬戸木場 5 1 番<br>地 2 3         | 世帯用 | 1 0, 0 0 0 円 |
| 加唐島地区甲号宿舍                         | 唐津市鎮西町加唐島 1 7 2 番<br>地、1 7 3 番地    | 世帯用 | 9, 8 0 0 円   | 向島地区 1 号宿舍  | 唐津市肥前町向島 1 5 6 番地<br>1            | 世帯用 | 3, 9 0 0 円   |
| 加唐島地区丙号宿舍                         |                                    | 単身用 | 2, 9 0 0 円   |             |                                   | 単身用 | 1, 7 0 0 円   |
| 新加唐島地区宿舍                          |                                    | 単身用 | 1 2, 8 0 0 円 | 向島地区 2 号宿舍  | 唐津市肥前町向島 1 9 3 番地<br>1            | 世帯用 | 9, 0 0 0 円   |
| 松島地区乙号宿舍                          | 唐津市鎮西町松島 3 4 8 7 番                 | 世帯用 | 5, 1 0 0 円   |             |                                   | 単身用 | 5, 5 0 0 円   |
| 松島地区丙号宿舍                          | 地 1                                | 単身用 | 2, 7 0 0 円   | 向島地区 3 号宿舍  | 唐津市肥前町向島 1 9 3 番地<br>1、1 9 3 番地 2 | 世帯用 | 7, 6 0 0 円   |
| 小川島地区宿舍（南                         | 唐津市呼子町小川島 4 9 2 番                  | 世帯用 | 7, 2 0 0 円   |             |                                   | 単身用 | 3, 7 0 0 円   |
|                                   |                                    |     |              | 入野地区新宿舍     | 唐津市肥前町入野甲 2 0 5 4                 | 単身用 | 1, 0 0 0 円   |
|                                   |                                    |     |              | 新入野地区宿舍     | 番地 3                              | 世帯用 | 2 5, 0 0 0 円 |

|            |                   |     |            |
|------------|-------------------|-----|------------|
| 宿舍)        | 地                 | 单身用 | 2, 4 0 0 円 |
| 小川島地区宿舍 (北 | 唐津市呼子町小川島 8 8 8 番 | 世帯用 | 7, 2 0 0 円 |
| 宿舍)        | 地                 | 单身用 | 2, 4 0 0 円 |

|                                   |                                     |     |              |
|-----------------------------------|-------------------------------------|-----|--------------|
| 馬渡島地区甲号宿舍<br>(原目住宅 1 号棟～<br>3 号棟) | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地             | 世帯用 | 1 2, 8 0 0 円 |
| 馬渡島地区甲号宿舍<br>(原目住宅 4 号棟～<br>5 号棟) |                                     | 世帯用 | 1 7, 4 0 0 円 |
| 馬渡島地区丙号宿舍<br>(西郷住宅東棟)             | 唐津市鎮西町馬渡島 3 4 番地<br>1、2 2 4 7 番地 3、 | 单身用 | 2, 9 0 0 円   |
| 馬渡島地区丙号宿舍<br>(西郷住宅西棟)             | 2 1 4 7 番地 3                        | 单身用 | 2, 9 0 0 円   |
| 新馬渡地区宿舍                           | 唐津市鎮西町馬渡島 1 1 8 7<br>番地             | 单身用 | 1 2, 8 0 0 円 |
| 加唐島地区甲号宿舍                         | 唐津市鎮西町加唐島 1 7 2 番                   | 世帯用 | 9, 8 0 0 円   |
| 加唐島地区丙号宿舍                         | 地、1 7 3 番地                          | 单身用 | 2, 9 0 0 円   |
| 新加唐島地区宿舍                          |                                     | 单身用 | 1 2, 8 0 0 円 |
| 松島地区乙号宿舍                          | 唐津市鎮西町松島 3 4 8 7 番                  | 世帯用 | 5, 1 0 0 円   |
| 松島地区丙号宿舍                          | 地 1                                 | 单身用 | 2, 7 0 0 円   |
| 小川島地区宿舍 (南<br>宿舍)                 | 唐津市呼子町小川島 4 9 2 番<br>地              | 世帯用 | 7, 2 0 0 円   |
|                                   |                                     | 单身用 | 2, 4 0 0 円   |
| 小川島地区宿舍 (北<br>宿舍)                 | 唐津市呼子町小川島 8 8 8 番<br>地              | 世帯用 | 7, 2 0 0 円   |
|                                   |                                     | 单身用 | 2, 4 0 0 円   |

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

教職員宿舍入居申込書

唐津市教育委員会教育長 様

（申請者） 住 所

氏 名

年 月 日 生

次のとおり教職員宿舍に入居したいので申し込みます。

1 入居申請理由

2 教職員宿舍

|                 |      |      |     |                 |     |     |
|-----------------|------|------|-----|-----------------|-----|-----|
| 宿 舎 名           |      | 部屋番号 |     | 入 居 希 望 日       |     |     |
|                 |      |      |     | 年      月      日 |     |     |
| 同      居      者 |      |      |     |                 |     |     |
| 氏      名        | 生年月日 | 年 齢  | 性 別 | 本人と<br>の続柄      | 職 業 | 摘 要 |
|                 |      |      |     |                 |     |     |
|                 |      |      |     |                 |     |     |
|                 |      |      |     |                 |     |     |
|                 |      |      |     |                 |     |     |

3 その他参考事項

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

教職員宿舍入居申込書

唐津市教育委員会教育長 様

（申請者） 住 所

氏 名

年 月 日 生

次のとおり教職員宿舍に入居したいので申し込みます。

1 入居申請理由

2 教職員宿舍

|                 |      |      |     |                 |     |     |
|-----------------|------|------|-----|-----------------|-----|-----|
| 宿 舎 名           |      | 部屋番号 |     | 入 居 希 望 日       |     |     |
|                 |      |      |     | 年      月      日 |     |     |
| 同      居      者 |      |      |     |                 |     |     |
| 氏      名        | 生年月日 | 年 齢  | 性 別 | 本人と<br>の続柄      | 職 業 | 摘 要 |
|                 |      |      |     |                 |     |     |
|                 |      |      |     |                 |     |     |
|                 |      |      |     |                 |     |     |
|                 |      |      |     |                 |     |     |

3 その他参考事項

第 3 号様式（第 8 条関係）

教職員宿舍入居届

唐津市教育委員会教育長      様

年      月      日

（申請者）住      所  
氏      名                      —

私は、次の教職員宿舍に              年      月      日に入居したのでその旨を届け  
出ます。

| 宿舍名 | 部屋番号 | 所在地 |
|-----|------|-----|
|     |      |     |

第 3 号様式（第 8 条関係）

教職員宿舍入居届

唐津市教育委員会教育長      様

年      月      日

（申請者）住      所  
氏      名                      ㊟

私は、次の教職員宿舍に              年      月      日に入居したのでその旨を届け  
出ます。

| 宿舍名 | 部屋番号 | 所在地 |
|-----|------|-----|
|     |      |     |

第 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

教職員宿舎退去届書

唐津市教育委員会教育長 様

（退去者）職 別  
氏 名

—

次の教職員宿舎から退去するので届け出ます。

1 宿舎

| 宿 舎 名 | 部屋号数 | 所 在 地 |
|-------|------|-------|
|       |      |       |

2 退去理由

3 退去・駐車場明け渡し年月日

年 月 日

4 引継希望年月日

年 月 日

5 その他参考事項

第 4 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

教職員宿舎退去届書

唐津市教育委員会教育長 様

（退去者）職 別  
氏 名

㊟

次の教職員宿舎から退去するので届け出ます。

1 宿舎

| 宿 舎 名 | 部屋号数 | 所 在 地 |
|-------|------|-------|
|       |      |       |

2 退去理由

3 退去・駐車場明け渡し年月日

年 月 日

4 引継希望年月日

年 月 日

5 その他参考事項

○唐津市教職員宿舍管理規則

平成21年3月26日  
教育委員会規則第7号

唐津市教職員宿舍設置条例施行規則(平成17年教育委員会規則第25号)の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この規則は、唐津市教職員宿舍の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員 唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員をいう。

(2) 教職員宿舍 市有財産に属する建物又は市が借り受けた建物で、教職員をその職務上居住させ、又は居住させるものと決定した建物及び附属施設をいう。

(3) 入居者 教育委員会から宿舍を貸与された被貸与者

(名称、位置及び入居料)

第3条 教職員宿舍の名称、位置及び入居料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、外国語指導助手その他特別の事由があると認める入居者に対する入居料の額は、教育委員会が別に定める。

(平21教委規則18・一部改正)

(入居料の徴収)

第4条 入居料は、毎月分をその翌月の末日までに徴収する。

(入居資格)

第5条 教職員宿舍に入居することができる者は、次のとおりとする。

(1) 教職員

(2) 外国語指導助手

(3) その他教育委員会が特に認める者

(平21教委規則18・全改)

(入居の申込)

第6条 前条に規定する入居資格がある者で、教職員宿舍に入居しようとするものは、教職員宿舍入居申込書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(入居の許可)

第7条 教育委員会は、前条の規定により提出された申込書に基づき教職員宿舍への入居を承諾したときは、教職員宿舍入居承認書(第2号様式)を交付する。

(入居)

第8条 教職員宿舍の入居承認を受けた者は、その承認の日から10日以内に入居しなければならない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、教育委員会の承認を得てその入居期限を延期することができる。

2 前項の規定により教職員宿舍に入居した者は、教職員宿舍入居届(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(入居者の義務)

第9条 入居者は、常に善良な管理者としての注意をもって教職員宿舍を使用しなければならない。

2 入居者は、教職員宿舍の全部若しくは一部を貸し付け、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

3 入居者は、教職員宿舍を居住の用以外に供してはならない。

4 入居者は、その貸与を受けた宿舍について自己の負担において工作物を設置し、又は改造若しくは建増し、その他教職員宿舍の原形を変更する等の工事を行ってはならない。

(損害賠償)

第10条 入居者は、その責に帰すべき事由により教職員宿舍を損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくその状況を教育委員会に報告し、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入居者の費用負担)

第11条 入居者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) ガラスのはめ替え、障子又はふすまの張り替え及び家屋又は家屋の部分の主要構造部以外の軽微な修繕に要する費用

- (2) 給排水、電気、ガス、風呂その他の附帯設備で建物の構造及び教職員宿舍の維持管理上重要でない軽微な修繕に要する費用
  - (3) 教職員宿舍内外の清掃又は庭園、樹木等に関する軽微な手入れに要する費用
  - (4) その他天災又は自然の腐朽に原因しない軽微な修繕に要する費用
  - (5) 給水、電気、ガス等の使用料
- (退去)

第12条 入居者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者(その者が第2号の規定に該当することとなった場合は、その該当することとなったときにおいてその者と同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該教職員宿舍から退去しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

- (1) 教職員でなくなったとき。
  - (2) 死亡したとき。
  - (3) 転任、配置換え、その他当該教職員宿舍に居住する資格を失い又はその必要がなくなったとき。
  - (4) この規則に違反し、又は教職員宿舍の管理上特に必要があるため退去を要求されたとき。
- 2 前項の場合においては、教職員宿舍を退去する日の7日前までに教職員宿舍退去届書(第4号様式)を教育委員会に提出し、及び係員の検査を受けなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、改正前の唐津市教職員宿舍設置条例施行規則(以下「旧規則」という。平成17年教育委員会規則第25号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。  
(教職員宿舍の入居料の特例措置)
- 3 施行日の前日において現に旧規則第3条により許可を受けた入居者が、施行日以後も引き続き入居する場合においては、改正後の唐津市教職員宿舍管理規則第3条の規定にかかわらず教職員宿舍の入居料の額は、次の表のとおりとする。

| 名称                     | 位置                    | 種別  | 月額入居料   |
|------------------------|-----------------------|-----|---------|
| 神集島地区宿舍                | 唐津市神集島1311番地6         | 世帯用 | 0円      |
|                        |                       | 単身用 | 0円      |
| 鳥巣地区1号宿舍               | 唐津市浜玉町鳥巣922番地1        | 世帯用 | 10,490円 |
| 鳥巣地区2号宿舍               |                       | 単身用 | 3,770円  |
| 天川地区宿舍                 | 唐津市厳木町天川1773番地2       | 世帯用 | 0円      |
| 広川地区宿舍                 | 唐津市厳木町広川362番地1        | 世帯用 | 0円      |
| 瀬戸木場地区宿舍               | 唐津市厳木町瀬戸木場51番地23      | 世帯用 | 10,000円 |
| 向島地区1号宿舍               | 唐津市肥前町向島156番地1        | 世帯用 | 0円      |
|                        |                       | 単身用 | 0円      |
| 向島地区2号宿舍               | 唐津市肥前町向島193番地1        | 世帯用 | 0円      |
|                        |                       | 単身用 | 0円      |
| 向島地区3号宿舍               | 唐津市肥前町向島193番地1、193番地2 | 世帯用 | 0円      |
|                        |                       | 単身用 | 0円      |
| 入野地区新宿舍                | 唐津市肥前町入野甲2054番地3      | 単身用 | 1,500円  |
| 新入野地区宿舍                |                       | 世帯用 | 27,000円 |
| 馬渡島地区甲号宿舍(原目住宅1号棟～3号棟) | 唐津市鎮西町馬渡島1187番地       | 世帯用 | 4,500円  |
| 馬渡島地区甲号宿舍(原目住宅4号棟～5号棟) |                       | 世帯用 | 4,500円  |
|                        |                       |     |         |

|                   |                                |     |         |
|-------------------|--------------------------------|-----|---------|
| 馬渡島地区丙号宿舎(西郷住宅東棟) | 唐津市鎮西町馬渡島34番地1、2247番地3、2147番地3 | 単身用 | 1,250円  |
| 馬渡島地区丙号宿舎(西郷住宅西棟) |                                | 単身用 | 1,250円  |
| 新馬渡地区宿舎           | 唐津市鎮西町馬渡島1187番地                | 単身用 | 12,800円 |
| 加唐島地区甲号宿舎         | 唐津市鎮西町加唐島172番地、173番地           | 世帯用 | 4,500円  |
| 加唐島地区丙号宿舎         |                                | 単身用 | 1,250円  |
| 新加唐島地区宿舎          |                                | 単身用 | 12,800円 |
| 松島地区乙号宿舎          | 唐津市鎮西町松島3487番地1                | 世帯用 | 2,500円  |
| 松島地区丙号宿舎          |                                | 単身用 | 0円      |
| 小川島地区宿舎(南宿舎)      | 唐津市呼子町小川島492番地                 | 世帯用 | 2,500円  |
|                   |                                | 単身用 | 1,250円  |
| 小川島地区宿舎(北宿舎)      | 唐津市呼子町小川島888番地                 | 世帯用 | 2,500円  |
|                   |                                | 単身用 | 1,250円  |

(平22教委規則9・平23教委規則15・平26教委規則7・平28教委規則1・平29教委規則3・一部改正)

附 則(平成21年教委規則第18号)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日の前日までに、改正前の唐津市教職員宿舎管理規則の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれ改正後の規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年教委規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(平22教委規則9・平23教委規則15・平26教委規則7・平28教委規則1・平29教委規則3・一部改正)

| 名称       | 位置                  | 種別  | 月額入居料   |
|----------|---------------------|-----|---------|
| 神集島地区宿舎  | 唐津市神集島1311番地6       | 世帯用 | 7,100円  |
|          |                     | 単身用 | 2,200円  |
| 鳥巣地区1号宿舎 | 唐津市浜玉町鳥巣922番地1      | 世帯用 | 15,300円 |
| 鳥巣地区2号宿舎 |                     | 単身用 | 4,300円  |
| 天川地区宿舎   | 唐津市厳木町天川1773番地2     | 世帯用 | 18,500円 |
| 広川地区宿舎   | 唐津市厳木町広川362番地1      | 世帯用 | 13,200円 |
| 瀬戸木場地区宿舎 | 唐津市厳木町瀬戸木場51番地23    | 世帯用 | 10,000円 |
| 向島地区1号宿舎 | 唐津市肥前町向島156番地1      | 世帯用 | 3,900円  |
|          |                     | 単身用 | 1,700円  |
| 向島地区2号宿舎 | 唐津市肥前町向島193番地1      | 世帯用 | 9,000円  |
|          |                     | 単身用 | 5,500円  |
| 向島地区3号宿舎 | 唐津市肥前町向島193番地1、193番 | 世帯用 | 7,600円  |

|                        |                                |     |         |
|------------------------|--------------------------------|-----|---------|
|                        | 地2                             | 単身用 | 3,700円  |
| 入野地区新宿舍                | 唐津市肥前町入野甲2054番地3               | 単身用 | 1,000円  |
| 新入野地区宿舍                |                                | 世帯用 | 25,000円 |
| 馬渡島地区甲号宿舍(原目住宅1号棟～3号棟) | 唐津市鎮西町馬渡島1187番地                | 世帯用 | 12,800円 |
| 馬渡島地区甲号宿舍(原目住宅4号棟～5号棟) |                                | 世帯用 | 17,400円 |
| 馬渡島地区丙号宿舍(西郷住宅東棟)      | 唐津市鎮西町馬渡島34番地1、2247番地3、2147番地3 | 単身用 | 2,900円  |
| 馬渡島地区丙号宿舍(西郷住宅西棟)      |                                | 単身用 | 2,900円  |
| 新馬渡地区宿舍                | 唐津市鎮西町馬渡島1187番地                | 単身用 | 12,800円 |
| 加唐島地区甲号宿舍              | 唐津市鎮西町加唐島172番地、173番地           | 世帯用 | 9,800円  |
| 加唐島地区丙号宿舍              |                                | 単身用 | 2,900円  |
| 新加唐島地区宿舍               |                                | 単身用 | 12,800円 |
| 松島地区乙号宿舍               | 唐津市鎮西町松島3487番地1                | 世帯用 | 5,100円  |
| 松島地区丙号宿舍               |                                | 単身用 | 2,700円  |
| 小川島地区宿舍(南宿舍)           | 唐津市呼子町小川島492番地                 | 世帯用 | 7,200円  |
|                        |                                | 単身用 | 2,400円  |
| 小川島地区宿舍(北宿舍)           | 唐津市呼子町小川島888番地                 | 世帯用 | 7,200円  |
|                        |                                | 単身用 | 2,400円  |

第1号様式(第6条関係)

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

教職員宿舍入居申込書

唐津市教育委員会教育長 様

(申請者) 住 所  
氏 名

年 月 日 生

次のとおり教職員宿舍に入居したいので申し込みます。

1 入居申請理由

2 教職員宿舍

|       |      |      |    |           |    |    |
|-------|------|------|----|-----------|----|----|
| 宿 舎 名 |      | 部屋番号 |    | 入 居 希 望 日 |    |    |
|       |      |      |    | 年 月 日     |    |    |
| 同 居 者 |      |      |    |           |    |    |
| 氏 名   | 生年月日 | 年齢   | 性別 | 本人との続柄    | 職業 | 摘要 |
|       |      |      |    |           |    |    |
|       |      |      |    |           |    |    |
|       |      |      |    |           |    |    |
|       |      |      |    |           |    |    |

3 その他参考事項

第2号様式(第7条関係)

第2号様式(第7条関係)

唐 第 号  
年 月 日

様

唐津市教育委員会教育長



教職員宿舍入居承認書

年 月 日付けで申請があった教職員宿舍の入居については、次のとおり承認します。

1 教職員宿舍

|       |         |       |        |     |
|-------|---------|-------|--------|-----|
| 宿 舎 名 | 部屋号数    | 使用料月額 | 入居許可日  |     |
|       |         | 円     | 年 月 日  |     |
| 同 居 者 |         |       |        |     |
| 氏 名   | 生 年 月 日 | 性別    | 本人との続柄 | 摘 要 |
|       |         |       |        |     |
|       |         |       |        |     |
|       |         |       |        |     |
|       |         |       |        |     |

2 遵守事項

- (1) 教職員宿舍の使用料については、入居許可日から積算した使用料を支払わなければならない。
- (2) 直ちに唐津市教職員宿舍管理規則第7条第2項の規定による宿舍入居届(第3号様式)を提出すること。
- (3) その他規則に定められた事項

3 その他必要事項

第3号様式(第8条関係)

第3号様式(第8条関係)

教職員宿舍入居届

唐津市教育委員会教育長 様

年 月 日

(申請者)住 所  
氏 名 印

私は、次の教職員宿舍に 年 月 日に入居したのでその旨を届け出ます。

| 宿舍名 | 部屋番号 | 所在地 |
|-----|------|-----|
|     |      |     |

第4号様式(第12条関係)

第4号様式(第12条関係)

年 月 日

教職員宿舍退去届書

唐津市教育委員会教育長 様

(退去者)職 別  
氏 名



次の教職員宿舍から退去するので届け出ます。

1 宿舍

| 宿 舎 名 | 部屋号数 | 所 在 地 |
|-------|------|-------|
|       |      |       |

2 退去理由

3 退去・駐車場明け渡し年月日  
年 月 日

4 引継希望年月日  
年 月 日

5 その他参考事項

## 議案第 28 号

鳥巢地区 1 号宿舎及び鳥巢地区 2 号宿舎の用途廃止について

鳥巢地区 1 号宿舎及び鳥巢地区 2 号宿舎について、教育財産としての用途を廃止するものとする。

令和 6 年 6 月 27 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 令和 6 年 5 月の定例教育委員会にて協議の上、承認を得たため、教育財産としての用途を廃止し、財務部公共施設再編・資産活用課へ管理替するものである。

## 鳥巢地区 1 号宿舍及び鳥巢地区 2 号宿舍の用途廃止について

### 1 概要

令和 5 年 7 月豪雨により被災した浜玉町鳥巢地区の避難者へ貸与している鳥巢地区教職員宿舍及びその用地について、当該人より買い取りたいとの申し出があったことから、当該宿舍及びその用地について、用途廃止しても管理上、支障がないと判断し、令和 6 年 5 月の定例教育委員会にて協議の上、承認を得たため、用途廃止を行うものである。

### 2 用途廃止する土地・建物

土地：教育財産 唐津市浜玉町鳥巢 9 2 2 番 1 宅地 2 9 8 . 5 7 m<sup>2</sup>

建物：昭和 6 3 年建築 木造 2 階建 1 棟 2 戸

① 鳥巢地区 1 号宿舍（世帯用） 8 3 . 5 9 m<sup>2</sup>

② 鳥巢地区 2 号宿舍（単身用） 5 0 . 5 1 m<sup>2</sup> 計 1 3 4 . 1 0 m<sup>2</sup>

### 3 その他

用途廃止後は公共施設再編・資産活用課に管理替を行い、売買契約手続については、当該課にて行う。

# 鳥巢地区 1 号宿舍及び鳥巢地区 2 号宿舍 位置図



建 物 圖 面  
各 階 平 面 圖

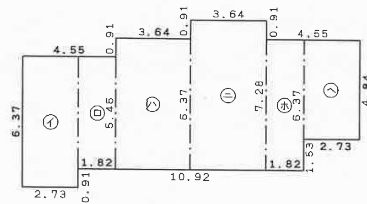
家屋番号

922番1

建物の所在

唐津市浜玉町鳥巢字日当922番地1

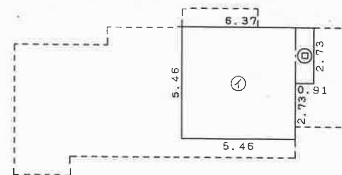
1階



求積表

|     |      |   |      |   |                       |
|-----|------|---|------|---|-----------------------|
| ①   | 2.73 | x | 6.37 | = | 17.3901               |
| ②   | 1.82 | x | 5.46 | = | 9.9372                |
| ③   | 3.64 | x | 6.37 | = | 23.1868               |
| ④   | 3.64 | x | 7.28 | = | 26.4992               |
| ⑤   | 1.82 | x | 6.37 | = | 11.5934               |
| ⑥   | 2.73 | x | 4.84 | = | 13.2132               |
| 計   |      |   |      |   | 101.8199              |
| 床面積 |      |   |      |   | 101.81 m <sup>2</sup> |

2階



求積表

|   |                      |                      |
|---|----------------------|----------------------|
| ① | $5.46 \times 5.46 =$ | 29.8116              |
| ② | $0.91 \times 2.73 =$ | 2.4843               |
|   | 計                    | 32.2959              |
|   | 床面積                  | 32.29 m <sup>2</sup> |



單位：m

作 成 者

佐賀県唐津市浜玉町浜崎1901番地1.1  
土地家屋  
調査士 筒井泰好

( 令和 6年 2

縮尺

$$\begin{array}{r} 1 \\ \hline 250 \end{array}$$

申請人

唐津市長 峰達郎

縮尺

500



(佐賀県土地家屋調査士会用紙)